

# 生垣を設置する方に 補助金を交付します



東海村では、緑化の推進のため、新たに生垣を設置する場合や既存のブロック塀等を撤去して生垣を設置する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

緑豊かな庭づくりの一環として、生垣を設置してみませんか？

## 生垣の効果

- 1 四季の豊かさを感じる美しい景観となる。
- 2 植物の蒸散作用による冷却効果がある。
- 3 災害時、倒壊による避難路の遮断を防ぐ。
- 4 高密な樹木による防風・減風効果がある。
- 5 地球温暖化防止に貢献できる。 など

## 生垣に適した樹木

- ・サザンカ
- ・ヒラギ
- ・マサキ
- ・ドウダンツツジ
- ・イヌツゲ など



生垣の設置は、生き物が生息できる環境を整えることにもつながります。

## 補助対象者



村内の住宅用地に生垣を設置しようとする個人で

- ▶ 新築等で新たに生垣を設置する方
- ▶ 既存のブロック塀等に替えて生垣を設置する方

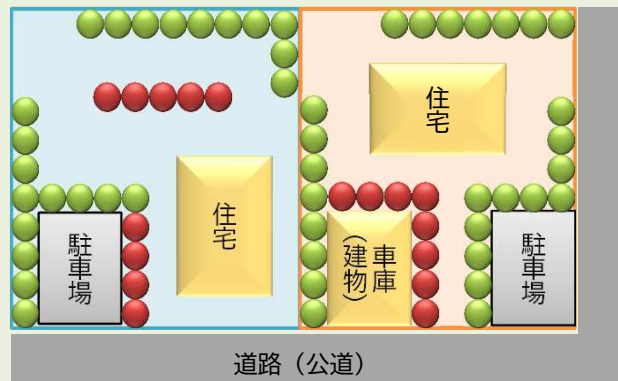
## 補助対象となる生垣



次の要件を全て満たすもの。

- 設置する場所が公衆用道路もしくは個人の敷地に面し、その部分の長さが2m以上である。
- 樹木の高さが90cm以上で、延長1m当たり2本以上植える。
- 設置後10年間は生垣としての活用に努める。(10年後に現地確認しています。)

イメージ図① ● = 補助対象 ● = 補助対象外

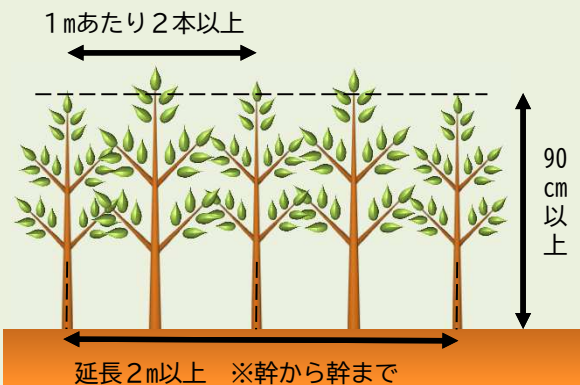


## 補助金額



- ◆ 1mあたり 3,000円  
(1m未満は切り捨て)
- ◆ 限度額 50,000円

イメージ図②



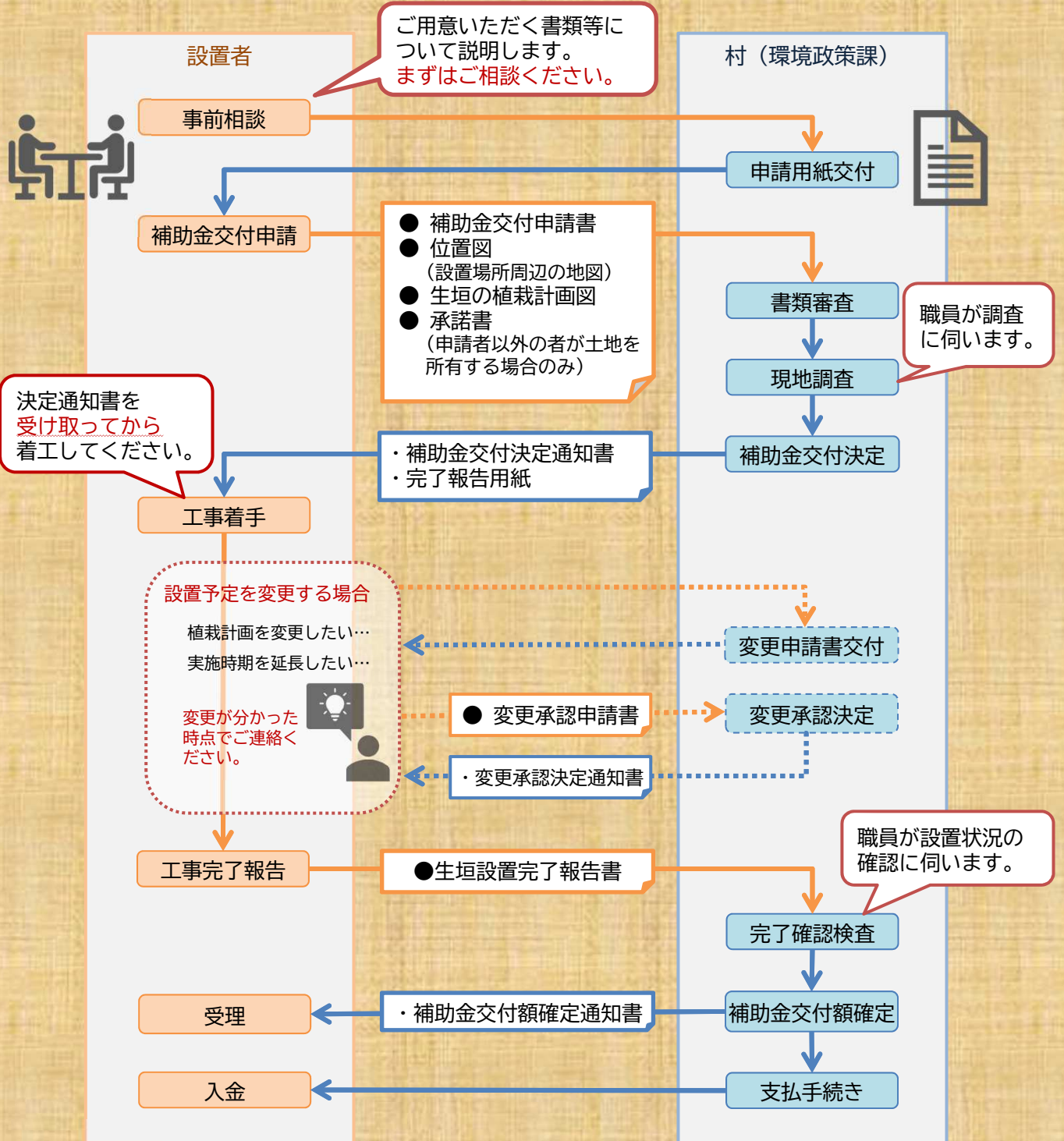
補助申請をお考えの方は、まずは環境政策課までご相談のうえ、必ず設置前に申請してください。

- ・設置後の申請は補助の対象となりません。
- ・年度予算の上限に達した場合には受付を終了することがあります。

補助金申請から交付までの流れは裏面でご確認ください。 >>>



## 補助金申請から交付までの流れ



### 生垣を保全するために

◎地域の気候や植栽する場所に適した樹種を選びましょう。

◎定期的な剪定をすることで、きれいな形・適した大きさを保つことができ、病虫害を予防できます。

### お申し込み・お問い合わせ先

東海村 村民生活部 環境政策課  
環境計画・緑化推進担当

TEL : 029-282-1711 (内線1454)

FAX : 029-287-0479

E-mail : kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp